

春日市子ども応援給付金(物価高騰対策分)申請書(請求書)

春日市長 宛

春日市
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者

記入日 年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	年 月 日	電話 ()

※ 児童の養育者(児童と寝食を共にしたり、生活費を負担している父、母等)が複数いる場合、中学生以下の児童がいれば児童手当受給者、養育者の所得超過により児童手当受給対象外の場合や児童が高校生以上のみであれば、生計中心者(令和4年中所得の高い方)が申請・請求をしてください。ただし、児童手当受給者や生計中心者が市外居住の場合等で、児童と同居している養育者が申請・請求をする場合は、養育者間で協議等した上で手続きをしてください(裏面の【誓約・同意事項】4参照)。

令和5年12月1日時点の住所
(上記「現住所」と異なる場合のみ記入)

※ 下記2-(1)-イに該当する場合は、児童が入所(入院)している施設の設置者が申請・請求をしてください。

2 支給要件

※ 以下、「春日市に居住」とは「春日市に居住し、かつ、春日市の住民基本台帳に記録されていること」を意味します。

(1) 令和5年12月1日時点の状況について、次のアからウのうち、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を記入してください。

- ア 平成17年4月2日から令和5年12月1日までに生まれた児童とその養育者がどちらもいて、そのうち1人以上が春日市に居住している(令和5年12月1日時点で児童がいないが、令和5年12月2日から令和6年4月1日までに児童が生まれ、その養育者が令和5年12月1日時点で春日市に居住している場合を含む)。
- イ 父母等から養育されていない児童が、春日市に居住していて、春日市内の施設に入所(入院)している。
- ウ 春日市外の市区町村の住民基本台帳に記録されているがDVから逃れるため、実態は春日市に居住し平成17年4月2日から令和5年12月1日までに生まれた児童がいる(令和5年12月1日時点で児童がいないが、令和5年12月2日から令和6年4月1日までに児童が生まれ、その養育者が令和5年12月1日時点で実態は春日市に居住している場合を含む)。

3 養育児童

(1) 平成17年4月2日から令和5年12月1日までに生まれた児童で、「1申請・請求者」が養育している児童を記入してください。

※ 上記2-(1)-イ該当者…平成17年4月2日から令和5年12月1日までに生まれた児童で、令和5年12月1日時点で施設に入所(入院)している児童を記入してください。

	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	同居・ 別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			年 月 日	同居・ 別居	
2			年 月 日	同居・ 別居	
3			年 月 日	同居・ 別居	
4			年 月 日	同居・ 別居	
5			年 月 日	同居・ 別居	

(裏面も必ずご確認ください。)

(2) 令和5年12月2日から令和6年4月1日までに生まれた児童で、「1申請・請求者」が養育している児童を記入してください。

※ 対象児童の出生時点で、その児童又は養育者のうち1人以上が春日市に居住していることが要件です。

※ 表面2-(1)-イ該当者は、対象外ですので、記入しないでください。

	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	同居・ 別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			年 月 日	同居・ 別居	
2			年 月 日	同居・ 別居	

4 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』と必要事項を記入してください。)

※ 春日市が独自に支給する給付金のため、マイナポータル登録の公金受取口座の確認ができません。必ず(1)か(2)いずれかを選択してください。

(1) 下記の金融機関口座(「1申請・請求者」名義)への振込を希望 ※ 書類の添付が必要です(下欄参照)。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで記入)	口座名義(フリガナのみ) ※「1申請・請求者」名義 ※通帳の表記に合わせる。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	普通		

※ ゆうちょ銀行は、通帳見開きの「振込用の店名・預金種目・口座番号」を記入してください。また、確実に振込ができる口座を記入してください。

(2) 窓口での現金支給を希望 ※ 金融機関口座がない、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる場合のみ選択できます。

【誓約・同意事項】 1から7までの全てについて、誓約・同意します(□)に『✓』を記入してください

- 春日市子ども応援給付金(物価高騰対策分)(以下「給付金」)の支給要件に該当します。
- (児童の養育者が複数いる場合)複数いる児童の養育者間で協議をした上で、申請します。また、同じ児童を対象とする給付金について、他の養育者からは、春日市に申請しないことについて、同意を得ています。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査するため、春日市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な情報に係る報告や資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書について、春日市が支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱うことに同意します。
- 春日市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年5月15日までに、春日市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

《全員》

- 『本申請書(請求書)』
- 『申請・請求者の本人確認書類の写し(コピー)』 ※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)等
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 ※ 上記4-(1)該当者で記入内容が分かる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)

《「3 養育児童」が春日市以外に居住》

- 『養育児童の住民票』と『申請・請求者との続柄が分かる戸籍謄本等』 ※ 居住地が国外の場合は、お問い合わせください。
※ 申請・請求者が春日市から児童手当を受給している場合等は、省略することができる場合がありますので、お問い合わせください。

《申請・請求者が春日市以外に居住》

- 『申請・請求者の住民票』と『「3 養育児童」との続柄が分かる戸籍謄本等』

※ 申請・請求者が春日市に居住していたことがある場合等は、省略することができる場合がありますので、お問い合わせください。

《春日市外の市区町村の住民基本台帳に記録されているが、DVから逃れるため、実態は春日市に居住している》

※ 必要な提出書類は、状況によって異なりますので、お問い合わせください。

《その他》 支給要件について提出書類等で確認できない場合は、【誓約・同意事項】4により関係書類の提出を求めますので、ご対応ください。